

令和3年9月28日

内閣官房長官
加藤 勝信 様

嘆願書 留学生に対する入国制限の早期緩和について

政府は、令和3年1月13日より全ての外国人の新規入国を認めないという方針を続けております。しかしながら既に我が国を除くG7各国や韓国等では留学生受け入れの重要性を鑑み、水際対策を工夫しながら留学生の受入れを再開しております。日本語教育機関に入学手続きを終えた留学生達は入国制限緩和を心待ちにしておりましたが、日本留学を断念し、留学先を他国へ変更する動きが加速しております。このまま入国制限措置が継続されれば、これまで日本語教育機関が欧米やアジア諸国と連携して築いてきた募集基盤が崩壊し、日本留学そのものが選ばれなくなってしまうことが懸念されるばかりか、日本語教育機関の事業継続が決定的に困難となり、我が国の日本語教育インフラが崩壊してしまう危機に直面しております。

我が国の高等教育機関への進学希望者や日本企業への就職希望者の受入れ窓口として機能してきた日本語教育機関、またそこで学ぶ留学生は、我が国の外国人材受け入れの礎であり、その崩壊と消滅が我が国の社会に与える影響は計り知れません。

つきましては、留学生の早期の入国制限緩和の実施を切望する日本語教育機関名を添え、ここに嘆願いたします。

(一財)日本語教育振興協会
理事長 佐藤次郎
(一社)日本語学校ネットワーク
代表理事 大日向和知夫
(一社)全国各種学校日本語教育協会
理事長 佃吉一

(一社)全国日本語学校連合会
理事長 荒木幹光
全国専門学校日本語教育協会
会長 深堀和子
(一社)全日本学校法人日本語教育協議会
代表理事 江副隆秀